第三十条中「第二十九条」を「第二十八条の三」に、「いう。）」を「いう。）又は」に改め、「又は国民年金手帳（国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。）」を削り、同条に次の一項を加える。

２　法第二十九条の規定による付記がされた書面（基礎年金番号の付記がされたものに限る。）で届出をすべき者は、基礎年金番号を明らかにすることができる書類で総務省令で定めるものの交付を受けているときは、これを添えて、その届出をしなければならない。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第四十九条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人福祉医療機構の項中「同法第十二条第一項第十二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては年金特別会計の業務勘定、同項第十三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定における国庫納付金にあっては労働保険特別会計の労災勘定」を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五十条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条を削り、第五十七条の二を第五十七条とする。

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第五十一条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項並びに第三十一条第一項及び第四項中「附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項」を「附則第三十九条第二項」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第五十二条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第一号中「附則第五条の二第六項及び第七項」を「附則第五条の二第八項及び第九項」に改める。

（旧口蹄疫対策特別措置法施行令の一部改正）

第五十三条　口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第百四十六号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三十一条第一項各号」を「第三十一条第一項第一号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第五十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十一号中「及び独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第一項に規定する業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）」を削る。

第三十四条第十四号中「独立行政法人福祉医療機構法」の下に「（平成十四年法律第百六十六号）」を加える。

第百二十七条の二第三号を削る。

附則第六条第一項中「附則第九条及び第十条第一項」を「附則第十条及び第十一条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第四項中「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

６　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第一項に規定する債権（附則第八条第一項において「承継債権」という。）の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事務をつかさどる。

７　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権（附則第八条第二項において「年金担保債権」という。）の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第二項第一号に定める業務（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条第二項の規定により同号に定める業務とみなされるものを含む。）及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事務をつかさどる。

附則中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条　年金局資金運用課は、第百二十七条の二各号に掲げる事務のほか、承継債権の回収が終了するまでの間、附則第六条第六項に規定する事務をつかさどる。

２　年金局資金運用課は、第百二十七条の二各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、年金担保債権の回収が終了するまでの間、附則第六条第七項に規定する事務をつかさどる。

第二章　経過措置

（継続被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置）

第五十五条　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「令和二年改正法」という。）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（以下「第八号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者（次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。以下「継続被保険者」という。）に限り、第六十一条第一項に規定する者を除く。）について、同法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

一　第八号施行日前から引き続き同一の事業所（厚生年金保険法第六条第一項に規定する事業所をいう。第六十六条第一項第一号において同じ。）に使用される者であること。

二　令和二年改正法第四条の規定による厚生年金保険法第六条第一項第一号若しくは第十二条第五号の規定の改正又は令和二年改正法第九条の規定による公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第十二項の規定の改正により第八号施行日において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であること。

三　第八号施行日以後引き続き第八号施行日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。

２　前項の受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は同法の規定による高年齢再就職給付金（以下「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る。）について、厚生年金保険法附則第十一条の六第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。